

公表します！

平成19年度 伊豆の国市 情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

以下の表は、平成19年度中における伊豆の国市の情報公開制度、個人情報保護制度、情報公開・個人情報保護審査会の利用状況を集計したものです。

公文書の開示または市が保有する市民の皆さんの個人情報(請求者本人の情報に限る)の開示等を請求したい人は、総務課までお問い合わせください。

問合せ 総務課 電話 055 948 1411

1 情報公開制度 (公文書開示)

『情報公開制度』は、市の諸活動に関する情報を公開することにより、市政に対する皆さんの理解と信頼を深め、開かれた市政を推進するための制度です。

(1) 実施機関別公文書の開示の利用状況 (単位: 件)

実施機関	請求件数	請求取下げ	処理の状況					
			全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在	却下
市長	16	2	6	8	0	0	0	0
議会	2	0	2	0	0	0	0	0
教育委員会ほか*	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	18	2	8	8	0	0	0	0

2 個人情報保護制度

『個人情報保護制度』は、市が保有する個人情報の開示、訂正や利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するための制度です。

(1) 実施機関別保有個人情報の開示の利用状況 (単位: 件)

実施機関	請求件数	請求取下げ	処理の状況					
			全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在	却下
市長	4	1	2	0	0	0	1	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会ほか*	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	4	1	2	0	0	0	1	0

(2) 実施機関別保有個人情報訂正請求の利用状況 (単位: 件)

実施機関	請求件数	請求取下げ	処理の状況		
			訂正	非訂正	却下
市長	1	0	1	0	0
議会	0	0	0	0	0
教育委員会ほか*	0	0	0	0	0
小計	1	0	1	0	0

* 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

(3) 保有個人情報の利用停止請求はありませんでした。



3 不服申立ての状況

開示等請求に対する市の決定(不開示決定や部分開示決定等)に不服がある場合に不服申立てができます。

不服申立てはありませんでした。

4 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

情報公開・個人情報保護審査会とは、不服申立てに対して慎重かつ公正な手続きができるよう学識経験者5人で構成する実施機関の諮問機関です。

情報公開・個人情報保護審査会は開催されませんでした。

平成19年から税源移譲によって、所得税・市県民税が変わっています。

平成19年に所得が減って 所得税が課され なくなった人

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、市県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、市への申告により、平成19年度分の市県民税額から、税源移譲により増額になった市県民税相当額を減額します。このとき、未納の徴収金額がある場合は充当され、納付済みの場合には還付になります。

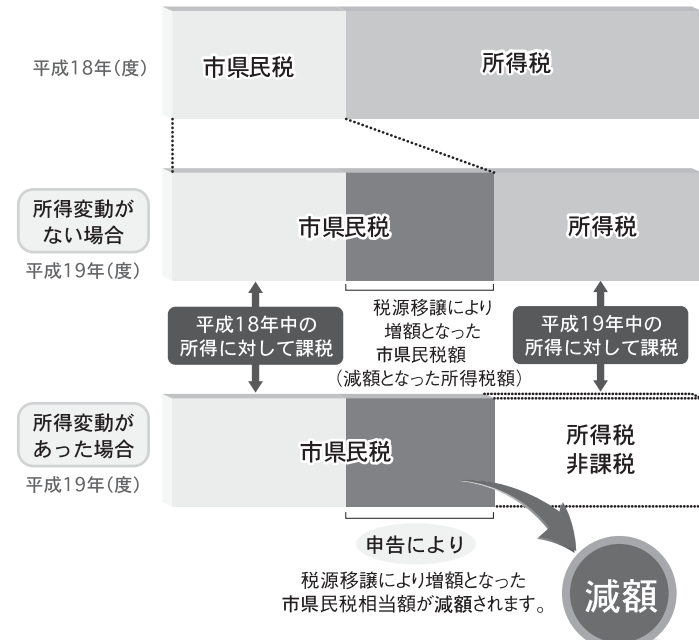
所得変動に伴う市県民税の減額を受けるためには申告が必要となります。

市では、6月下旬に平成19年1月1日と平成20年1月1日の両時点で伊豆の国市に居住していた人の中から、対象と思われる人に減額申告書を送付しました。

申告が必要ですよ!

申告期間
7月1日(火)
～ 31日(木)

申告先
平成19年1月1日現在
お住まいの市区町村
伊豆の国市では、
税務課(伊豆長岡庁舎)
市民サービス課(大仁・菰山
庁舎)へ提出してください。



所得変動のモデルケース●夫婦 給与収入500万円の場合● (単位: 円)

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	減額されます!
住民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

平成19年1月2日以降に伊豆の国市へ転入した人は、平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村にお問い合わせください。

平成19年中に亡くなった人や海外へ転出して平成20年1月1日現在国内に居住していない人には、この経過措置は適用されません。

対象となる人は、市県民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の市県民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる人に限られます。寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この経過措置は適用されません。

振り込め詐欺にご注意
市役所の税務職員が還付金受取りのために、
金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
金融機関の口座を指定して金銭の振り込みを求められません。

問合せ 税務課 電話 055 948 2918